

伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する 広域漁業調整委員会指示について

1. 資源管理の概要

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場の一つであり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、煮干加工用、養殖餌料用として利用されているが、これまで年間の漁獲量は極めて大きく変動してきた。

このため、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を目的に、これまでの自主的な資源管理措置も踏まえ、資源回復計画（平成18年度～平成23年度）にて、下記2の取組を行ってきた。

資源回復計画終了後も、これらの取組を継続することが重要である。

2. 資源管理の取組内容

(1) 終漁時残存資源尾数の確保

当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回らない時点を終漁日として設定。

(2) 保護区の設定

親魚保護のための保護区を設定。

(3) 保護育成期間の設定（保護休漁）

市場価値の低い漁獲サイズ期に一定の保護育成期間を設定。

3. 広域漁業調整委員会指示の概要

上記2(1)「終漁時残存資源尾数の確保」の取組に関し、両県の漁業者による協議にて終漁日を設定しているが、法的担保措置を継続することで、これまでの資源管理の取組を確実なものとする。このため、漁業法第六十八条に基づく広域漁業調整委員会指示を行う。

- ① 委員会会長は、必要に応じ、イカナゴの残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める。
- ② 委員会会長は、①の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。
- ③ 関係漁業者は、上記②の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。